

### 34. 長崎駅周辺地区整備計画区域

別表第2. 用途の制限（第4条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
A地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (3) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (7) 倉庫業を営む倉庫 (8) 建築物の2階以下の部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿（上階への出入口、階段、エレベーター、管理人室（居住の用に供しないものに限る。）その他これらに類するものを除く。）の用に供するもの
B地区又はC地区	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (3) 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

別表第5. 敷地面積の最低限度（第7条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
A地区	2,000平方メートル（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地、鉄道の線路敷地又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による換地処分若しくは仮換地の指定を受けた土地で所有権その他の権利に基づき換地処分若しくは仮換地時の面積以上を一の敷地として使用するものを除く。）
B地区	1,000平方メートル（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地、鉄道の線路敷地又は土地区画整理法の規定による換地処分若しくは仮換地の指定を受けた土地で所有権その他の権利に基づき換地処分若しくは仮換地時の面積以上を一の敷地として使用するものを除く。）

C地区	500平方メートル（公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地、鉄道の線路敷地又は土地区画整理法の規定による換地処分若しくは仮換地の指定を受けた土地で所有権その他の権利に基づき換地処分若しくは仮換地時の面積以上を一の敷地として使用するものを除く。）
-----	---

別表第6．壁面の位置の制限（第8条関係）

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
A地区	2メートル又は5メートル（ただし、2階以上は2メートル）（長崎駅周辺地区計画の計画図に示す壁面の位置の制限がある範囲に限る。）	ペDESTリアンデッキに係るもの（壁面の位置の制限が2メートル又は5メートルの場合に限る。）、公益上必要な建築物又は鉄道の線路敷地内に建築するもの
B地区	1メートル又は2メートル（長崎駅周辺地区計画の計画図に示す壁面の位置の制限がある範囲に限る。）	
C地区	1メートル（長崎駅周辺地区計画の計画図に示す壁面の位置の制限がある範囲に限る。）	公益上必要な建築物又は鉄道の線路敷地内に建築するもの

別表第7．高さの最高限度（第9条関係）

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
A地区、B地区又はC地区	31メートル（市長が別に定める建築物を除く。）